

埋蔵文化財に関する手続きについて

●開発予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」(遺跡内)の場合

大阪狭山市内には、多くの「周知の埋蔵文化財包蔵地」(遺跡)があります。この範囲の中で工事を行おうとする場合、『文化財保護法』(93条)の規定により、「埋蔵文化財発掘の届出」(発掘届)を提出する必要があります。この届出は、発掘調査の要、不要にかかわらず、工事着手の60日前までに市教育委員会を経て大阪府教育委員会に届け出なければなりません。(届出は、大阪府教育委員会宛に2部必要になります。)

※「発掘届」を受けて、大阪府教育委員会からの回答(発掘調査・工事立会・慎重工事)が届くまで、ある程度の日数を要します。したがって大阪狭山市教育委員会では、開発予定段階でも事前に相談を受け付けています。なお、この時点での確認作業には厳密さが要求されます。以後の手続きに支障をきたす可能性がありますので、電話での相談はできるだけ避けていただくようお願いします。

●「発掘届」提出後

届出提出後、都市計画法にかかる場合は第32条協議段階、市の要綱協議にかかる場合は事前協議段階、市の要綱協議適用外の土木工事の場合は建築確認申請の前の段階で申請地の位置図・計画平面図・基礎断面図などを参考にしながら、埋蔵文化財の有無、今後の手続きなどの指導を受けていただきます。確認調査、本発掘調査、工事立会には、市教委が専門職員を派遣しますが、期日、期間等、希望に添えない場合がありますので、工事の計画を円滑に進めていただくためにも、計画を立てられる際にはできるだけ早い段階(都市計画法32条受付前、建築確認申請協議前等)でグループ
ください。

届出の際、添付していただく資料は以下の通りです。

- 位置図 1/2500程度の地図に位置を示したもの。
- 現況図 1/500～1/100の実測図。
- 工事図面 配置図、平面図、基礎断面図、基礎伏図等、切土・盛土の状況を示す図
- 埋設管の状況を示す図面。

※浄化槽等の地下掘削を必要とするものは、別途浄化槽設置基礎断面図等を添付してください。設置位置については配置図に記入してください。

※地盤改良等の工事を必要とする場合は、地盤改良の深さや位置を表した図面を添付してください。

※図面はすべてA4あるいはA3をお願いします。

●開発予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」以外の場合

埋蔵文化財包蔵地の範囲は、あくまで現状での推定範囲であり、調査の進展によって適宜変更が加えられていきます。埋蔵文化財包蔵地以外の地域であっても、新たに遺跡が発見されると、所定の手続きを経て「周知の埋蔵文化財包蔵地」（遺跡）として扱われます。

※注意事項

発掘調査以外で埋蔵文化財と認められるものを発見した場合は、大阪狭山市教育委員会を通じて大阪府教育委員会に届け出なければなりません。大阪府教育委員会は、その遺跡（埋蔵文化財包蔵地）に対し発掘調査の必要があると認める場合は、**最高6ヶ月間、その場所の現状を変更する行為に対して停止または禁止を命じることができます。**また、以上のような手続きがなされず、工事が進捗した場合も、同様の措置をとることができます。（『文化財保護法』96条）

上記の開発停止・禁止命令は、開発面積大小に関わらずおこなわれます。開発工事の計画や文化財の保護を円滑におこなっていくためにも、大阪狭山市教育委員会では、「周知の埋蔵文化財包蔵地」以外の地域でも、試掘調査の協力をお願いしております。

この際には、大阪府教育委員会へ「埋蔵文化財発掘の届出」を提出する必要はありませんが、「土木工事による試掘調査依頼書」を2部（大阪狭山市教育委員会教育長宛）提出していただき、工事の計画図面などをもとに当グループと事前協議を行っていただきます。

※事前の確認調査や試掘調査で蓄積されたデータ（遺構面までの深さや範囲など）は、今後、開発工事を進めていただく上で重要な情報となります。

※「埋蔵文化財発掘の届出」・「土木工事による試掘調査依頼書」の様式は、社会教育・スポーツ振興グループにあります。市のホームページでもダウンロードできます。記入事項に関する留意点については、当グループにお問い合わせください。

ダウンロード先

大阪狭山市ホームページ、トップページ → 電子自治体（左端列） → 申請書提供サービス → 教育・文化・スポーツ → 文化財発掘の届出について

大阪狭山市教育委員会事務局

教育部 歴史文化グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384-1

TEL：072-366-0011 FAX：072-367-6011

E-Mail：rekisibunka@city.osakasayama.osaka.jp
